

# 令和元年度決算の財政健全化判断比率などを公表

市では、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、毎年、特別会計や公営企業会計も合わせた連結決算により、財政の健全性をチェックし、公表しています。

この結果、財政健全化判断比率が一定の基準を超える団体は、「早期健全化計画」あるいは「財政再生計画」を策定し、早急に財政事情の改善に努めなければなりません。

今回算定した本市の令和元年度決算における健全化判断比率は、下表のとおりいずれも早期健全化基準を下回っています。

実質公債費比率は、税収入の増などにより標準財政規模が増加したことで、昨年度の15・9%と比較し0.9ポイント減少しました。

また、将来負担比率は、市の負担する債務残高を低減させたことなどにより、昨年度の149・1%から17・7ポイント減少しました。

しかし、西比率とも他市との比較においては依然として非常に高い比率です。今後も、新型コロナウイルスの影響を注視しつつ、中長期的な財政見直しをもって早期の財政健全化に向けた取組みを進め、引き続き比率の低減に努めます。

## ◆市財政の健全性を判断する指標

- ①実質赤字比率…一般会計など（注1）の実質赤字が標準財政規模（注2）に占める割合
- ②連結実質赤字比率…市の全会計の実質赤字（または資金不足額）が標準財政規模に占める割合
- ③実質公債費比率…一般会計などが負担する公債費が標準財政規模に占める割合
- ④将来負担比率…一般会計などが将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

## ◆公営企業の経営健全性を判断する指標

- 資金不足比率…資金不足額が公営企業会計（注3）の事業規模に占める割合

注1【一般会計など】…市では、「一般会計」「土地取得特別会計」「墓地公園特別会計」「大津湖南都市計画事業栗東新都心土地区画整理事業特別会計」があります。

注2【標準財政規模】…地方公共団体の一般財源（用途が特定されていない財源）の標準規模を示すもので、税収入・各種譲与税・県税交付金などで構成されます。

注3【公営企業会計】…市では、「農業集落排水事業特別会計」「水道事業会計」「公共下水道事業会計」があります。

## ●令和元年度決算における健全化判断比率

区分	栗東市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	赤字なし	12.83	20.0
連結実質赤字比率	赤字なし	17.83	30.0
実質公債費比率	15.0	25.0	35.0
将来負担比率	131.4	350.0	制度なし

（単位：％）

## ●令和元年度決算における資金不足比率

区分	栗東市	経営健全化基準	財政再生基準
農業集落排水事業特別会計	不足なし	20.0	制度なし
水道事業会計	不足なし	20.0	制度なし
公共下水道事業会計	不足なし	20.0	制度なし

（単位：％）

# 令和元年度介護保険の運営状況

岡山福祉課 介護保険係

☎ 551-0281 FAX 551-0548

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みです。令和元年度の事業運営収支は歳入総額で37億5442万7千円です。表1の介護給付費のほか地域支援事業分にかかる介護保険料や国、県および市などが拠出する交付金や繰入金などがあります。

■歳入総額のうち介護給付費の財源内訳（表1）

	金額	構成比
第1号被保険者介護保険料	8億3,755万9千円	25.7%
介護給付費支払基金交付金（第2号被保険者）	8億7,818万5千円	27.0%
国庫支出金	6億3,131万4千円	19.4%
介護給付費財政調整交付金	1,985万8千円	0.6%
県支出金	4億8,075万7千円	14.8%
繰入金（栗東市負担分）	4億720万1千円	12.5%
合計	32億5,487万4千円	100.0%

一方、歳出総額は36億9399万4千円で、表2の介護給付費のほか、要介護認定審査などの運営上の事務経費や地域支援事業にかかる必要経費などに支出しました。なお、高齢化率の上昇などに伴う要介護認定者の増加などにより、介護給付費は前年度と比較すると3.2%の増加となっています。介護給付費は、今後も増加が見込まれます。被保険者一人ひとりが介護予防に努め、介護が必要になつたときに安心してサービスが利用できるよう、保険料を納めましょう。

実績額などは表のとおりです。

■歳出総額のうち介護給付費の支給内訳（表2）

	金額	構成比
居宅介護サービス費	16億3,628万4千円	50.2%
施設介護サービス費	8億6,921万1千円	26.7%
地域密着型サービス費	4億9,097万5千円	15.1%
介護予防サービス費	7,066万3千円	2.2%
特定入所者介護サービス費	8,693万0千円	2.7%
高額介護サービス費	7,522万9千円	2.3%
高額医療合算介護サービス費	944万3千円	0.3%
住宅改修費	859万2千円	0.3%
審査支払手数料	387万7千円	0.1%
福祉用具購入費	390万8千円	0.1%
合計	32億5,518万1千円	100.0%

介護認定を受けた人が利用した介護サービス費用の9割、8割または7割を保険から給付しています。残りの1割、2割または3割を利用者が負担しています。

## 叙勲受章おめでとうございます



三浦 忠男さん  
瑞宝双光章  
教育功労

高齢者叙勲。元公立小学校長。昭和30年から平成5年までの38年間の長きにわたり、教員として活躍。昭和62年からは校長を務め、小中学校の教育発展のために尽力。教育者としての卓越した識見を学校の授業改善や、地域ぐるみの人権教育の推進、心豊かな児童生徒の育成に貢献されました。三浦さんは、「このような名誉ある章をいただいたことを心から嬉しく思っています。今後も健康に留意しながら、地域とのつながりを大切に、感謝の気持ちを忘れずに過ごしていきます。」と語られました。



# 手話言語や情報・コミュニケーションに関する2つの条例を同時施行！

## (10月1日施行)

### 「栗東市手話言語条例」

本市は、手話が言語であることの認識やろう者（注1）への理解を広げ、手話を必要とする人が安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

### ■条例制定の背景

手話は、ろう者にとって、物事を考え、お互いの気持ちを理解し合い、心豊かな社会生活を営むために大切に受け継がれてきましたが、長い間、言語として認められてきませんでした。そのことは、ろう者の尊厳を深く傷つけ、ろう者の心の発達や社会の中で立場を築いていくことを、大きくさまたげてきました。

平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」では、手話は言語であると明記され、手話への理解は広まりつつありますが、言語としての手話への理解はまだ十分に広まっていません。

### ■条例の内容

条例には次のようなことが定められています。

・手話が言語であるということ。

・市民等（注2）が手話を使って意思疎通を図る権利を持つことと、またその権利は尊重されること。

・ろう者が自立した日常生活を営み、主体的に社会参加ができること。

・市、市民等、ろう者、事業者、それぞれが役割を持って言語としての手話に対する理解を深め、普及に努めること。

注1：ろう者とは、手話を言語として日常生活または社会生活を営む人のことをいいます

注2：市民等とは、市内に住んでいる人、勤務している人、または在学する人のことをいいます

### 「栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例」

本市は、多様なコミュニケーション手段を尊重することにより、人と人が対等に、相互理解を深めていき、障がいがあるかないかによつて分け隔てられることのない社会の実現を目指します。

### ■条例制定の背景

人が情報を得て、コミュニケーションをとっていくことは、日常生活や社会生活を送っていく上でなくてはならないことです。しかし、障がいのある人の中には、障がいの特性によってコミュニケーション手段が限られていることにより、意思を表しにくく、それによって自分で決めることができないう、他の人のコミュニケーション方法に合わせないといけないという現状があります。そのため、多様なコミュニケーション手段（手話や点字、筆談など）が広く理解され、利用しやすくなることが求められています。

### ■条例の内容

条例には次のようなことが定められています。

・市民等が対等に尊厳を守られながら、基本的な人権をもっているかけがえのない個人として尊重されること。

・市民等が多様なコミュニケーション手段を尊重し、相互理解を深めること。

・市民等が障がい者にとって情報を得ること、コミュニケーション手段の選択や利用することが生活を送っていく上でなくてはならないという認識を持つこと。

・市、市民等、事業者それぞれが役割を持って、多様なコミュニケーション手段の理解および利用の促進に関する施策の推進を計画的に行うこと。

本市は、この2つの条例の施策を進めていく中で、すべての市民が共生していく社会の実現を目指しています。



問 障がい福祉課 障がい福祉係

☎ 551-0113  
FAX 553-3678

# 地域包括支援センター

## 認知症地域支援推進員

本市には各地域包括支援センターに1人ずつ、認知症地域支援推進員が配置されています。

**Q 認知症地域支援推進員ってどんなことをしているの？**

認知症の人やその家族を支援する相談業務

家庭訪問などを通じて、本人の自宅での様子をお伺いしたり、家族からの話も丁寧にお聞きして、支援の方法を一緒に考えていきます。

認知症の人が望む、住み慣れた環境で暮らし続けられることができるように、地域や医療機関、支援機関等を繋ぐ連携の支援  
本人・家族だけで抱え込まないよう、支援の輪を広げられるように活動します。

認知症に関する正しい知識と理解に向けた普及・啓発活動

**Q どんなことが相談できるの？**

◇物忘れが気になりはじめた。  
◇最近、人が変わったように、怒りっぽくなってきた…あるいは、ひきこもりがちになってきたなど  
◇今までと違った様子がある。

◇この病院に受診したら良いのか知りたい。

◇認知症と言われたけど、どうしたら良いの？これからの事を考えると不安だ。

◇最近、認知症の症状が進んだみたい。どう対応すれば良いのかな。なにか出てくるのでは？

年齢とともに多くの人が物忘れを経験します。しかし、「認知症の物忘れ」は、進行してくと、数分前にあったことも忘れるようになり、日常生活に支障が出てきます。65歳以上の高齢者の約7人に1人が認知症と言われています。認知症は特別な人に起こる特別な出来事ではなく、歳をとれば誰にでも起こりうる身近な病気と考え、早くから相談をすることが大切です。

**Q 早くに相談といっても、こんな些細なことで相談していいの？**

本人・家族の不安を少しでも解消・軽減ができるよう、お手伝いをします。本人は、認知症かもしれないと自覚はなくても、漠然と「何かがおかしい」「これからどうなるのか」と感じていることがほとん

んどです。不安が大きくなる事は、さまざまな認知症の症状（妄想、不眠、徘徊など）を引き起こす原因にもなります。

例えば、本人への接し方を工夫したり、過ごしやすい環境を整えたりすることなどで症状の緩和が可能です。物忘れが心配だけれど病院を受診することには抵抗があるという場合には、認知症という病気の理解やどんな病院があるのかを知るだけでも、これからの生活に安心が生まれます。本人・家族とともに、その状況に応じた安心できる環境を一緒に考えていきましょう。

お住まいの地域を担当する地域包括支援センターまで気軽ににご相談ください。

・栗東中学校区（治田・治田東・金勝小学校区）

栗東地域包括支援センター  
☎ 558-6979

・葉山中学校区（葉山・葉山東小学校区）

葉山地域包括支援センター  
☎ 552-5280

・栗東西中学校区（治田西・大宝大東西・大宝東小学校区）

栗東西地域包括支援センター  
☎ 584-4121

認知症地域支援推進員の皆さん

栗東中学校区担当  
押田です

葉山中学校区担当  
川嶋です

栗東西中学校区担当  
岩本です



岡長寿福祉課 地域支援係

☎ 551-0198  
FAX 551-0548

# りっとう元気アップ応援券について

市内の取扱店で買い物や飲食などに使用できる「りっとう元気アップ応援券（地域振興券）」を9月下旬より順次配布しています。申請手続きは不要です。

## ■交付対象者

令和2年8月1日現在、本市に住民登録のある人

※世帯主に世帯員分を簡易書留で発送。

## ■使用期間

令和2年11月1日～

令和3年2月28日

## ■券種および使用方法

一人当たり3千円分（500円券×6枚綴り）  
券種は3種類あります。

### ①飲食店専用券（水色）

1千円分（市内の飲食店の取扱店で使用可能）

### ②一般店専用券（オレンジ色）

1千円分（市内の一般店（売場面積1千㎡以下）の取扱店で使用可能）

### ③全店共通券（黄緑色）

1千円分（市内のすべての取扱店で使用可能）

## 【使用例】

- ・飲食店では、すべての券種が使用可能
- ・一般店では、一般店専用券と全店共通券が使用可能
- ・大型店では、全店共通券のみ使用可能

券が使用できる店舗など（取扱店）の詳細は、広報りっとう11月号折込、市ホームページ・栗東市商工会ホームページに掲載予定です。

岡自治振興課（りっとう元気アップ

応援券対応窓口）

☎518-6705 FAX551-0432

## ■りっとう元気アップ応援券の取扱店募集中！

栗東市商工会において、元気アップ応援券を使用できる取扱店を募集しています。取扱店登録料、応援券の換金手数料は無料です。市内の店舗、事業者の皆さん、販売促進や店舗・商品のPRの機会としてぜひ登録ください。

岡栗東市商工会

☎552-0661 FAX553-5263

栗東市内事業者の皆様へ

## りっとう元気アップ応援券

# 取扱店募集中！

栗東市民全員に  
3千円分配布

11月より「りっとう元気アップ応援券」の利用がはじまります。  
栗東市商工会では、栗東市内の店舗・事業所などから、  
応募券を使用できる取扱店を募集しています。  
販売促進、店舗・商品のPRの機会として、ぜひ参加ください！

- ★取扱店登録料・換金手数料は無料
- ★券種は「飲食店専用」「一般店専用」「全店共通」の3種類
- ★利用期間：令和2年11月1日～令和3年2月28日

セット内容 (3,000円分)	飲食店用 500円×2枚
	一般店用 500円×2枚
	全店共通 500円×2枚

取扱店は栗東市内の店舗・事業所に限ります。また、対象と  
ならない業種・商品・サービスがあります。  
くわしくはホームページにある募集要項をご覧ください。

栗東を  
元気に！

くりちゃん

くわしくは、栗東市商工会ホームページをご覧ください

お問合せ先  
**栗東市商工会**  
〒520-3047 栗東市手塚三丁目1-25  
TEL552-0661 FAX553-5263

栗東市商工会

<http://www.fittosok.com>

検索

応募券はイメージです。実際のデザインとは異なります。

# 10月は食品ロス削減月間

## 「食品ロス」を減らしましょう！

### ■食品ロスとは？

食べ残し、売れ残りや賞味期限切れなどさまざまな理由で、食べられるのに捨てられてしまう食品のことを「食品ロス」といいます。

令和元年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、消費者も買い物の方や調理法の工夫などで自主的に食品ロスの削減に取り組むことが求められます。

### ■食品ロスの現状

日本全体では、年間612万トンの食品ロスが発生しているといわれています。この食品ロスの量を国民1人当たりで計算すると、年間約48キログラムにもなります。(注1)

また、世界では、人の消費のために生産された食料のおよそ3分の1にあたる、年間13億トンを廃棄しているといわれています。(注2)

### ■食品ロスはどこから発生しているの？

日本の食品ロス量年間612万トのうち、約半分に当たる284万トンが一般家庭から発生しています。(注1)

私たち一人ひとりが食べ物をもつと無駄なく、大切に消費していく必要があります。

### ■食品ロスを減らすためには？

#### 【買い物編】

・ **買い物に行く前に家にある食材を確認**

買い物をした後に、冷蔵庫に同じ食材があったことに気づき、余らせてしまうケースがあります。無駄をなくすためにも、事前に冷蔵庫や食品庫にある食材を確認するようにしましょう。

・ **必要な分だけ買って、食べきる**

お得なまとめ買いをしたものの、使わずに、期限が過ぎてしまひ捨ててしまうことが考えられます。必要な時、必要な分を考えて、使いきれ的分だけ計画的に買うようにしましょう。

・ **陳列棚の手前から取る**

食品スーパーで買い物をする際、期限までの期間がより長いものを買おうと、棚の奥から商品を取ることがありますが、すぐ使う食品は棚の手前から取りましょう。期限が短かったり、切れたりすると、お店で返品や廃棄をします。お家で食品ロスが発生してしまいます。

#### 【調理・食事編】

・ **食品・食材は適切に保存する**

誤った方法で保存すると、食品の劣化が早くなる場合があります。保存は食品に記載されている正しい方法で行いましょう。

一度に食べきれない野菜は、冷凍や乾燥の下処理をして、小分け保存などをして、食材を長持ちさせる工夫をしてみましょう。

・ **残っている食材から使い、食べきれない量を作る**

新しく買ってきた物を先に使ってしまうと、残っている食材は傷んでしまう可能性があります。残っている食材から使いきるようにしましょう。

また、家族の体調や予定を考慮して、食べきれない量を作りましょう。

・ **作り過ぎて残った料理は、リメイクレシピなどで食べきる**

【外食編】

・ **食べきれない量の料理をおいしく食べきる**

食堂やレストランなどでも食品ロスは発生しています。自分が食べきれない量を注文しましょう。

・ **どうしても残ってしまった料理は、お店と相談して持ち帰ることも検討しましょう。**

### ■こんな取組みもあります

・ **フードドライブ**

フードドライブとは、各家庭で使いきれない、食べきれない食品の寄付を、必要とされる人に寄付する取組みです。

本市では、左記の日程でフードドライブの食品受け入れを実施します。

・ **日時・場所：**

10月23日(金) 9時～13時

市役所2階 第1会議室

10月24日(土) 9時～12時

市役所 危機管理センター3階

※詳細はごみスリムりっとう(広報りっとう折込)、市ホームページをご覧ください。

(注1)：平成29年度統計(農林水産省・環境省)

(注2)：国連食糧農業機関(FAO)「世界の食品ロスと食料廃棄(2011年)」



環境政策課 生活環境係

☎ 551-0341 FAX 554-1123

# 国民健康保険税について

## ■国民健康保険税の納税義務者は世帯主

世帯主が国保加入者でない場合でも納税義務者となります（擬制世帯主）。

## ■前年中の所得が一定額以下の世帯は均等割、平等割が軽減

・7割軽減：世帯の所得合計額が33万円以下

・5割軽減：世帯の所得合計額が33万円＋（28・5万円×被保険者数）以下

・2割軽減：世帯の所得合計額が33万円＋（52万円×被保険者数）以下

## ■非自発的失業者への軽減

・対象者：離職時点で65歳未満であること。雇用保険受給資格者証をお持ちで、離職理由コードが規定のものに該当すること。

・軽減内容：前年の給与所得を10分の30として所得割の算定や均等割、平等割の軽減判定をします。

・軽減期間：離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで。

※軽減を受けるためには申請が必要です。

## ■新型コロナウイルス感染症の影響による減免について

### 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯や、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯については、保険税が減免となる場合があります。相談・申請は税務課で受け付けています。

・保険税が減額される具体的な要件  
①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見たいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

②前年の所得の合計額が1千万円以下であること

③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が40万円以下であること

## ■1年間に納付された社会保険料のお知らせの送付時期の変更

### お知らせの送付時期の変更

昨年度までは10月頃に送付していた1年間に納付された社会保険料（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料）のお知らせを今年度から1月中旬ごろに送付します。年末調整などで事前に必要なのは左記までご連絡ください。

## ■円税務課 市民税係

☎ 551-0106 FAX 551-2010

# すべての人が、そのよさを発揮するために…

子どもたちへの発達障がいに対する支援に加え、大人に対しても切れ目なく充実した支援ができるように、今年度から「子ども発達支援課」は、「発達支援課」としてスタートしました。

発達障がいは生まれつきのもので、本人の性格や努力、保護者の子育ての仕方は関係ありません。大人になってから発達障がいがあると思われる場合もあります。生活の中で、ちょっと気になるなあ…と思われる状況（あらわれ方）がいろいろあります。また、生きづらさや困り感も一人ひとり異なります。

## ■周りの理解を！

発達障がいの特性（ちがいを）を正しく理解されず、誤解されたり、不適切な関わりなどにより叱られたり非難されたりし続けると、自尊心、自己肯定感が育ちにくくなる場合があります。

周りの環境に適応できなくなったり、自信や意欲を失ってしまったり、不適応を起したり、逃避したり、トラブルになったりして、一番困ってしまうのがその人自身です。

周りの理解や置かれた環境により、生きやすさが大きく異なっています。だからこそ適切な環境づくりやかわり方が重要です。早期に気づき、支援の手立てをとみに考えていくことが、発達障がいの人々の自立や自信につながります。

## ■合理的配慮を！

得意な面（できること）、良い面に目を向けましょう。

できたことをほめ、認める機会を多く作るためにも、発達障がいの人々に役立つ、より良い配慮を見つけ、取り入れましょう。

発達障がいの人に役立つ配慮は、多くの人にも役立ちます。さまざまな配慮は、発達障がいの人だけでなく、周りの多くの人もわかりやすく効果的なものがあることがほとんどです。学校・園や就労の場でも、少しずつ取組みが進んでいきます。



## ■円発達支援課 発達支援係

☎ 554-6152 FAX 554-6153